

恵庭市不動産流通サポート事業について

1. 目的

市と市内不動産事業者が連携し、「市内の不動産の利活用」と「空き家発生の抑制」に取り組む。

2. 事業概要

所有する不動産に関し「どうしたら良いかわからない」という方と、市に登録する不動産事業者を市が結び付けることで、市内の不動産流通のきっかけづくりをする。

(1) 対象

市街化区域内に「戸建住宅（事業用を除く）」「空き地」のいずれかを所有する個人

(2) 事業の流れ（参考資料1のとおり）

(3) 周知等

市ホームページや広報えにわを通じた制度周知に加え、以下のような周知等を実施。

○生活環境課が所管する「空き家所有者向け啓発チラシ^(*)」（参考資料2）に、本事業のホームページへのリンクをQRコードで掲載し周知。

（*）本チラシは固定資産税納入通知に同封。

○今後作成する「制度周知チラシ」を市役所窓口や高齢者施設・病院等に設置し周知。

○管理不全空き家等については、別途郵送による通知を実施。

(4) スケジュール

令和6年2月～ 参画する不動産事業者の募集

令和6年4月～ 不動産所有者に向けた周知・通知

令和7年度 効果検証

3. その他

令和7年度末までを試行期間と位置付け、この間の「利用実績」や「不動産流通につながった件数」などに基づく本事業の需要や効果を検証し、改めて令和8年度以降の事業の在り方を検討する。